

# 一般名処方について

## 一般名処方とは？

- 一般名で記載された院外処方箋を受け取った場合、有効成分が同一の医薬品が複数（先発医薬品・ジェネリック医薬品）あれば、調剤薬局の薬剤師と相談して患者さん自身で選択することができます。
- 近年医薬品の供給不足が生じており、流通状況を加味して医薬品を選択される場合もございますが、その際も一般名処方であればスムーズに医薬品を受け取ることが可能です

※ジェネリック医薬品の提供が困難な場合を除き、医療上の必要性があると認められない場合に、患者さんご自身が長期収載品をご希望されると、選定療養を別途請求させていただきます。

**上記の理由から、当院では院外処方の一般名処方を行っています。**

**詳細な説明につきましては、薬局104番窓口にて対応しております。**

